

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決定
「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」新旧対照表

改正後	現行
(略)	(略)
第四章 会計	(新設)
(財産) 第三十八条の2 全代会は、金銭、物品その他の財産を所有する。	
(会計年度) 第三十八条の3 全代会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。	
(予算) 第三十八条の4 全代会は、毎年度、その年度の予算を編成しなければならない。 2 全代会の予算は、本会議の承認により成立する。	
(決算) 第三十八条の5 全代会の決算は、本会議の承認を受けなければならない。	
(特別会計) 第三十八条の6 全代会は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。	
(会計監査) 第三十八条の7 会計監査は、第三十九条に定める監察役がこれを行う。 2 監察役は、全代会の全ての会計経理を監査する権利及び義務を有する。 3 監察役は、第三十八条の5に定める決算報告の際に、会計監査の結果を報告しなければならない。	
(会計細則) 第三十八条の8 会計に関する細則は、これを別に定める。	
第五章 その他全代会の運営に関する事項	第四章 その他全代会の運営に関する事項
(略)	(略)
第六章 改廃	第五章 改廃
(略)	(略)